

令和6年 第4回(9月) 筑紫野市議会定例会
【建設環境常任委員会 委員長報告】

『認定第7号 令和5年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定』の件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

執行部からは、歳入歳出決算書及び関係説明資料に基づき説明を受けました。

委員会では、一般会計繰入金の高資本費対策経費について、間もなく繰出基準の期限を迎えるがどのように考えているのかとの質疑があり、執行部からは、今後農業集落排水については、順次、公共下水道に切り替えていく予定であるが、切り替えが完了するまでに時間を要するため、当面は赤字補填分として一般会計繰入金でしのいでいきたいとの答弁がありました。また、一委員からは、工事請負費の不用額について、支出済額がゼロ円になっている要因について質疑があり、執行部からは、工事請負費の予算については、家が新築された時の管の布

設費用として計上しているが、令和5年度は家の新築がなかったためであるとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和6年 第4回(9月) 筑紫野市議会定例会
【建設環境常任委員会 委員長報告】

認定第11号及び認定第12号の2件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『認定第11号 令和5年度筑紫野市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定』の件について、ご報告いたします。

執行部からは、決算書及び関係資料に基づく説明を受けました。

委員会では、単年度で発生した利益について、どのような運用を図っていくのかとの質疑があり、執行部からは、借金の返済に充てるための積み立て分として7割、将来の設備投資向けとして3割という形で利益を分配して処分する予定との答弁がありました。

また、一委員からは、未償還残高が増える一方で、償還額は今後減少に転じると見込んでいる理由について質疑があり、執行部からは、未償還残高については、老

朽管の更新工事に今後重点的に取り組むに当たり、お金を借りながらというのが基本となっているので増額している。一方償還額については、年度ごとに金額、返済時期が決まっているという事情があり、令和3年をピークに利率が高いものの償還が終わっているため、結果として未償還残高が増えつつも償還額は減る傾向となったとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、『認定第 1 2 号 令和 5 年度筑紫野市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定』の件について、ご報告いたします。

執行部からは、決算書、及び関係資料に基づく説明を受けました。

委員会では、ちくし台団地において、コミュニティプラントによる汚水処理から公共下水に切り替える工事には受益者負担はないのかとの質疑があり、執行部からは、運営側の西鉄が負担することになっているとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和6年 第4回(9月) 筑紫野市議会定例会
【建設環境常任委員会 委員長報告】

『議案第47号 工事請負契約の締結』の件について、
ご報告いたします。

本件は、老朽化した常松浄水場の監視制御装置、及び
場内の各現場操作盤を更新するものです。

委員会では、公募に対し応札が1社であった理由につ
いて質疑があり、執行部からは、一般競争入札で公募を
行った結果、応札した業者が1社であった。工事期間が
長く、技術者の配置が難しいことなどの要因から、応札
する業者が少なかったのではないかとこの答弁がありま
した。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のと
おり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和6年 第4回(9月) 筑紫野市議会定例会
【建設環境常任委員会 委員長報告】

『議案第53号 令和6年度筑紫野市水道事業会計補正予算(第1号)』の件について、ご報告いたします。

本件は、筑紫野市水道事業検針業務委託契約が、令和6年度で満了することから、令和7年度から令和9年度までの検針業務委託料として、債務負担行為限度額を51,182千円に設定するものです。

委員会では、補正予算の算出根拠について質疑があり、執行部からは、人件費については、昨今の情勢を踏まえ上昇している背景から、人件費と件数掛ける単価を基に算出しているとの答弁がありました。また、一委員からは、スマートメーターを導入する予定はないのかとの質疑があり、執行部からは、スマートメーターは大変利便性の高いものであるが、現時点では既存の水道メーターよりも年間の維持費が大幅に割高となってしまうため、継続して動向を注視していきたいとの答弁がありまし

た。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。